

特集2

愛・地球博の剰余金の一部がNPOの支援に

愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会の報告書がまとまりました。

愛・地球博の剰余金 65 億円の一部を NPO や市民活動の支援にあてるとされた助成金約 10 億円の運用方法について、06 年 4 月、万博に参加し企画運営に寄与した市民団体代表ら 10 名（事務局；VNS 理事長大西光夫）がよびかけ人となり、博覧会協会、地元 4 団体（愛知県、名古屋市、中部経済連合会、名古屋商工会議所）に「剰余金の一部を市民活動支援－NPO 支援助成に使用して欲しい」旨の要望活動をしました。

その後、上記地元 4 団体と学識者 3 名による「愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会」が設置され、8 月 17 日の第 1 回検討委員会を皮切りに 4 回の検討委員会が開催され、11 月 20 日の最終回を経て、12 月 4 日に報告書をまとめ、博覧会協

会に提出されました。

VNS では、大西光夫が呼びかけ人の一人となり、市民団体等による要望書作成や上記検討委員会のヒアリングに出席したりしました。

以下、同報告書の概要版（全文は、事務局を務める愛知県産業労働部の下記のホームページに掲載 http://www.pref.aichi.jp/kanko/expo/iinkai/iinkai_kekka.html）、4 月に提出された要望書、第 2 回検討委員会時の大西の発言骨子をご報告します。（いずれも VNS のホームページにてご覧いただけます <http://www.vns.npo-jp.net/>）

多方面の方々のお骨折りにより、NPO・市民活動への有力な支援基金が誕生することになりましたが、今後の NPO の資金インフラの強化には、この基金以外にも、貸付金助成や、外部からの出捐も可能にしてより多様な NPO を支援する仕組みを作る等の取り組みが必要とされています。

検討委員会報告書公開時の解説文

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）の基本理念継承発展検討委員会の答申に基づき、開催地域における愛・地球博の基本理念を継承発展させるに相応しい社会活動等を支援する基金を設置するため、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所及び社団法人中部経済連合会並びに学識経験者を構成員とした検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、8 月 17 日以来 4 回の委員会を開催いたしました。

このたび、この委員会での検討結果を別添のとおり報告書として取りまとめましたので、本日付けで博覧会協会に提出します。

【報告書のポイント】

1 基金の運営手法	愛知県が委託者となって、公益信託方式による基金とする。
2 基金の名称	「公益信託 愛・地球博記念社会貢献活動支援基金」とする。
3 支援対象活動エリア	東海3県に静岡・長野を加えた中部5県とする。
4 支援対象活動	環境保全活動を始め、広く愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動について支援する。
5 支援メニュー	愛・地球博の理念を継承発展させるのに相応しい社会貢献活動を幅広く支援するが、特に、先進的なモデルとなる、十分な事業活動経験等があるものについては、500万円を上限として支援するものとする。

【参考】

1 委員会の名称

愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会

設置主体 愛・地球博社会活動等支援基金検討協議会

(構成：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所及び社団法人中部経済連合会)

2 委員会の設置目的

開催地域における万博の基本理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動を支援する基金の運営スキーム、支援対象事業及び審査の仕組み等の検討

3 委員会の委員名簿 (五十音順・敬称略)

氏名	職名
加藤直嗣	名古屋商工会議所常務理事・事務局長
新海英行	愛知学院大学教授
千頭 聡	日本福祉大学教授
土屋良文	社団法人中部経済連合会常務理事事務局長
昇 秀樹 <座長>	名城大学教授
羽根田英樹	名古屋市総務局理事
平野 洋	愛知県産業労働部長

4 委員会の開催経過

時期	主な検討内容
第1回 8月17日	○委員会設置の目的、検討項目の説明 ○基金運営手法の検討
第2回 9月20日	○社会活動団体代表者等からのヒアリング (対象者；五十音順・敬称略)
	大西 光夫 特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ理事長
	岡 康正 プラスベータネットワーク前代表
	鈴木 盈宏 (社福)愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員長
滝川 正子 なごや東山の森づくりの会代表	
第3回 10月13日	○基金運営手法、支援対象活動、支援対象者及びその活動対象エリアの検討 ○報告書骨子素案の検討
第4回 11月20日	○検討内容の総括 ○報告書の取りまとめ

協会・地元4団体 への要望書

平成18年4月21日

財団法人 2005年日本国際博覧会協会
会 長 豊田章一郎 様

岩城正光（特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち理事長）
榎田勝利（特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター（設立中）理事長）
延藤安弘（特定非営利活動法人まちの縁側育み隊代表理事）
大西光夫（特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ理事長）
小川巧記（元（財）2005年日本国際博覧会協会市民参加プロデューサー）
川嶋 直（社団法人日本環境教育フォーラム専務理事）
高野雅夫（エコプラットホーム東海代表）
中野民夫（元地球市民村事務局長兼 NPO チームマネジャー）
萩原喜之（特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会代表理事）
モンテ・カセム（愛・地球博市民プロジェクト・ファシリテーター、立命館アジア太平洋大学学長）

要 望 書

「愛・地球博（愛知万博）」は市民参加万博を掲げ成功裡に終了しましたが、この万博には多くのNPO・NGOや市民セクターが企画・運営に参画し、また多くのボランティアが活躍しその成功に貢献しました。

こうした、愛知万博におけるNPO・NGO等市民セクターの活動の評価・検証やその成果の継承・発展については、企画・運営に参加したNPO・NGO等市民セクター関係者自らが総括し、市民セクターにとって、今後の活動や発展につながる具体的な成案や成果を作っていくことが重要だと考えています。

万博の理念や成果の継承、万博剰余金の使いみち等を検討する「2005年日本国際博覧会基本理念継承発展検討委員会（以下、検討委員会と略）」（3月22日）において、剰余金が129億円であること、国と地元等に等配分すること、使いみちとして、NPO、NGO、ボランティアの活動や組織化への助成金を交付すること、などが提案されたと伺っています。また、関係者ヒアリング（1月25日）においては、愛知県が「市民の社会活動を支援する基金の造成」等を要望されたと伺っています。そして、来る4月27日に検討委員会において最終的な提案を決定されると伺っております。

私たち愛・地球博で地球市民村や市民プロジェクト、また様々なボランティア活動に取り組んだNPO・NGO等市民セクターの関係者有志として、愛知万博の理念と成果の継承発展とNPO・NGO等市民セクターの発展を願う立場から以下のことを配慮頂きますようお願い致します。

記

- 一、愛・地球博の目的実現のために、その理念や成果の継承・発展のために全力をあげていただきたい。愛・地球博の成功について、NPO・NGO等市民セクターの参加協力があつたことを高く評価し、その理念と成果の継承・発展のために積極的に尽力して頂きたい。
- 二、市民参加万博の成果継承について、NPO・NGO・ボランティアに助成金を交付するとの提案を歓迎します。ぜひ、NPO・NGO等市民セクターの発展・成長につながる21世紀万博の転換点となった万博にふさわしいメモリアルな規模と仕組みのものを作って頂きたい。
- 三、助成金の仕組みと運営については、NPO・NGO等市民セクターの意見を聴き取り、市民参加型・官民協働型で進めて頂きたい。
- 四、助成金の対象団体や事業は、万博に参加・貢献した団体や事業に限ることなく、万博の理念や成果を継承発展させうる事業や団体にも門戸を広く広げて頂きたい。
- 五、助成金による直接的効果だけでなく、どのような事業が評価されるべきか、どのようにすればより良く効果的な事業が実施できるのか、などについて、NPO・NGO等市民セクター自身が学びあい、その実行力や組織力を向上発展させることができる運営にして頂きたい。

以上

付記事項

なお、私たちが議論しておりますあるべき助成金についての討議資料を添付致します。お目を通し頂けると幸いです。

また、この要望・アピールには、曾田忠宏氏（特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター（設立中）副理事長）、ブイ・チ・トルン氏（愛・地球博地球市民村アドバイザー）も賛同頂いております。

特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンターは、現在設立申請中の団体です。

ヒアリング時の 意見骨子

第2回検討委員会（9月20日）では、市民代表4名が意見陳述を行いました。大西光夫の発言骨子は以下の通りです。（意見書は、VNSのホームページに掲載されています）
http://www.vns.npo-jp.net/A_topics/g-NPOkikin/iken9.20.pdf

一、NPOの実態の解説（データ表等は略）

1) 団体数について

愛知のNPO法人数（人口比）は多くない。

県の施策の影響は、「法人数」に見られるようである。

NPO法審議の頃、約1万の市民活動団体が法人格取得を申請する見通し、とされた。大幅拡大。

明治34年施行の社団・財団法人が2.6万団体。昭和26年施行の社会福祉法人が1.6万団体（H10）。順調に拡大している。

自治会・町内会といった地縁系団体が、「高齢者への食事配達」や「子どもの健全育成」等の事業に乗り出している。NPOと地縁系組織のまちづくりへの協働・連携も目立ち始めている。

2) 分野について

複数のテーマで活動しているケースが多い。平均は4個。

NPOの援助を目的とする団体はかなりある。

NPO法上の17分野の内上位8テーマは、全国・愛知で同じ（保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ、子ども、環境、まちづくり、社会教育、国際協力、NPOの援助）

3) 財政実態について

2004年度の事業報告書で見ると、NPO法人で1000万円以下の団体が3/4を占め、その財政額平均は185万円。1000万円以上の団体は1/4で、その財政額平均は約4200万円である。二極化が進んでいる。

任意団体を含めた統計では、1000万円以下の団体数が90%を占める。

4) その他

財政力・規模・収入方法等から、NPOの実態は多様である。

団体数・財政力において、福祉系NPOの圧倒的な地位が目立つ。248団体・平均年額1994万円。その他の分野の平均値：まちづくり288万円、環境752万円、学術・文化・芸術・スポーツ978万円。

劣悪な労働環境で優秀な人材が汗を流している。月数十時間のボランティア労働が発生している。別調査で「高学歴」の人材が多いことが表れている。30歳台に入る頃にNPOでの継続が難しくなる。

ボランティア・パートなどの仕組みで「活動」が支えられている。有給職員は多くはない。

二、「愛・地球博」への市民活動団体参画の実態

1 市民プロジェクトに関して

430 団体が参加、235 の市民プロジェクトを実施

愛知県内の参加者によるもの	126 プロジェクト
愛知県外の参加者によるもの	109 プロジェクト
○ 国際プロジェクト	76 プロジェクト
○ 総参加者数	35,561 人
○ ボランティアスタッフ	1,741 人
○ 対話劇場ステージ数	924 回
○ 対話ギャラリー	3,110 回
○ 海上広場ワークショップ数	1,230 回

市民プロジェクトの活動分野分類

* 複数のテーマ性を持つが、中心的なテーマで分類。

環境(84) 平和(38) アート(30) 伝統(18) まちづくり(16) 福祉(15)
挑戦(14) ものづくり(13) 教育(11) 健康(9)

2 地球市民村に関して

* 全国組織が多いが、拠点事務所の所在地で分類。

* 複数のテーマを切り口に持つが、中心的なテーマで分類。

○ 全体で、30 団体参加。1 月間「ブース」で展開。

東京(18) 愛知・東海(8) その他(4、北海道・大阪・奈良・山梨)

活動分野分類

環境(14) 国際協力(8) その他(8、文化、伝統工芸、子どもの虐待、心の平和、
自然育児、地雷廃絶、社会教育、福祉)

3 その他

愛・地球博ボランティアセンターで活躍したボランティアには、日頃福祉系やまちづくり系の N P O で活動している人たちもたくさん参加した。

各市町での「おもてなしボランティア」は、観光ガイドボランティアやまちづくり活動のスタッフや一般市民が参加した。

市民活動団体は、複数のテーマが溶け合っってその団体独特のミッションとなって活動している。

個々のテーマは時々刻々流動している。

環境や国際交流のテーマの団体だけが活躍したわけではない。まちづくり(人とまちの共生)や福祉(人と人の共生)の市民活動団体も参加し力を発揮した。

ボランティアに至っては、特にそうである。

枠組みを特定することは、市民活動団体には合わない。

行政区割り(タテ割含め)などを超えて活動しているのが実態。そこに特性がある。

三、「まとめ」と「ヒアリング項目」について

「愛・地球博剰余金による市民活動支援基金の構図」参照。

1、これを記念・機会に「コミュニティ財団型メモリアル基金」を。

- 愛・地球博剰余金、愛・地球博の思い出を大事に残す、活かす。
- 人材・ネットワーク・情報・ノウハウは持っている。資金があれば活かせる。
愛・地球博で証明された。

2、市民活動は多様。柔軟・多様な助成金の仕組みを。

- 市民活動は時代や社会状況の変化に柔軟に変化し対応する特徴がある。
- 行う事業の良悪・可否を判断することが第1義的基準に。
- 「大規模事業（500万程度）・小規模事業（30～50万程度）」、「長期（数年）事業・単発事業」、「貸付型・寄付型」、「直接サービス型・基盤づくり型」、「単一団体型・複数協働型」など多様な設計を。

3、市民参加・協働型運営で効果的な「資金提供」を。

- 運営委員会への市民（活動団体）の参加
 - ・ 参加する（したい）NPOは立候補制。運営委員会の審査（実態・ポリシー）で決める。助成金申請の資格は失う。
 - ・ サポートセンター活動を主目的とする団体に限る。
- 運営委員会は公正・公平・公開が原則。公開審査、公開評価、が効果的。第三者的内容構成がいい。
- 事務局業務（募集・審査・評価・サポート）の膨大さへの費用を配慮。業務委託方法について「基金の種類毎」は検討の余地有り。

4、ヒアリング項目について

申請団体の属性及び対象となる事業

- ・ 「民間・非営利・公益」活動団体。そのような事業。
- ・ 団体＝10名以上の会員を有する。
- ・ 愛知県内に事務所を有する団体。（本部でなくて良い。）
- ・ 愛知県外に事務所を有する団体は、愛知県内において実施する事業に限定。
- ・ 愛知県外について、近接県に限定することも可能。

NPOサイドの意見交換の場作りが緊急の課題

